

【記載例 2】

《繰越控除 1 年目》

前年から繰り越された損失額を、令和 6 年分の所得の黒字から控除しきれる場合（令和 6 年分に分離課税の土地建物等の譲渡所得がある場合）

- 1 「分離長期譲渡所得」の金額
  - ・ 「収入金額」 7,000,000円
  - ・ 「所得金額」 4,500,000円
- 2 「不動産所得」の金額
  - ・ 「収入金額」 13,000,000円
  - ・ 「所得金額」 6,000,000円
- 3 「給与所得」の金額
  - ・ 「収入金額」 8,000,000円
  - ・ 「所得金額」 6,100,000円
- 4 給与所得に係る「源泉徴収税額」 14,800円（年末調整済）
- 5 「繰越損失額」 △9,450,000円

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると、税額などが自動計算され便利です。この記載例のケースについても、「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に沿って売買契約書等に記載された金額などを入力することで、申告書等を作成することができます。

《第一表》

振替控除希望		種類	青色	〇	引出	損失	修正	特長の表示	特長	整理番号	電話	自宅・勤務先・携帯
収入金額等	事業	営業等	区分	⑦						課税される所得金額 (32-33)又は第三表上の③に対する税額又は第三表の⑤	30	000
	事業	農業	区分	⑧						上の③に対する税額又は第三表の⑤	31	484500
	不動産	区分	4	⑨	13000000					配当控除	32	
	配当	給与	区分	⑩						特別徴収・特別徴収税額	33	
	給与	公的年金等	区分	⑪						政党等寄附金等特別控除	34	200000
	雑	業務	区分	⑫						住宅耐震改修特別控除等	35	
	その他	区分	⑬							災害減免額	36	284500
	総合譲渡	短期	区分	⑭						再差引所得税額 (41-42)	37	284500
	長期	区分	⑮							令和6年分特別税額控除 (43-44)	38	60000
	一時	区分	⑯							再々差引所得税額(基準控除控除) (45-46)(赤字のときは0)	39	224500
所得金額等	事業	営業等	区分	⑰						復興特別所得税額 (48×2.1%)	40	4714
	事業	農業	区分	⑱						所得税及び復興特別所得税の額 (49+50)	41	229214
	不動産	区分	⑳		6000000					外国税額控除等	42	
	利子	区分	㉑							源泉徴収税額	43	14800
	配当	区分	㉒							申告納税額 (47-48-49-50)	44	214400
	給与	区分	㉓		6100000					予定納税額 (第1期分・第2期分)	45	
	公的年金等	区分	㉔							第3期分納める税金の税額	46	214400
	雑	業務	区分	㉕						課税される税金	47	
	その他	区分	㉖							修正前の第3期分の税額 (延付の場合は額に二を記載)	48	
	⑦から⑯までの計	合計	⑳		7150000					第3期分の税額の増加額	49	00
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	区分	㉗							未納付の源泉徴収税額	50	
	小規模企業共済等掛金控除	区分	㉘							本年分で差し引く繰越損失額	51	9450000
	生命保険料控除	区分	㉙							平均課税対象金額	52	
	地震保険料控除	区分	㉚							変動・臨時所得金額	53	
	寡婦、ひとり親控除	区分	㉛							申告期限までに納付する金額	54	00
	勤労学生、障害者控除	区分	㉜							延納届出額	55	000
	配偶者(特別)控除	区分	㉝									
	扶養控除	区分	㉞									
	基礎控除	区分	㉟									
	⑲から㉟までの計	合計	㊱		2590000							
雑損控除	区分	㊲										
医療費控除	区分	㊳										
寄附金控除	区分	㊴										
⑳+㊱+㊲+㊳+㊴	合計	㊵		2590000								

令和 6 年分特別税額控除（定額減税）の適用がある場合は、「令和 6 年分特別税額控除」欄の記入漏れのないようご注意ください。

⑬欄から⑳欄までの控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じである場合は、⑬欄から⑳欄までの記載を省略することができます。

申告書第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和 6 年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご覧ください。

（記載に当たっての留意事項）

申告書第一表の所得金額等「⑳合計」欄は、まず、「措法 41 の 5 による繰越損失額」（△9,450,000 円）を、「分離長期譲渡所得」の「差引金額」（4,500,000 円）から差し引き、次に、その引き切れない金額（△4,950,000 円）を、①欄から⑥欄、⑩欄及び⑪欄の合計額（12,100,000 円）から差し引いた残額（7,150,000 円）を記載します。

